

過労死等のない社会へ みなさまのご理解とご協力が重要です

過労死等とは、

- ア. 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- イ. 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ウ. 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害とされています（過労死等防止対策推進法第2条）。

平成26年6月の過労死等防止対策推進法の成立後も、依然として、過労死等が多発し大きな社会問題となっています。

過労死等は、本人はもとより、その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに社会にとっても大きな損失です。

また、過労死等を発生させた場合には、企業価値の観点から企業の信用を失うことにもつながるということを十分に認識し、過労死等のない社会に向けて、事業主のみなさまには、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、以下の取組をお願いします。

① 人事・労務の点検・見直し

近年、過労死等は、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも発生していることを踏まえ、自社の労働時間管理の制度や運用を含めた人事・労務の点検・見直しに取り組みましょう

② 労働関係法令に関する研修等

労働者に対する労働関係法令の周知は事業主の責務であることを踏まえ、管理職等の上司はもとより、若年労働者自身に対する労働関係法令に関する研修等を通じて、過労死等の未然防止に努めましょう

③ 年次有給休暇の取得促進等

年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入、メンタルヘルス対策等の取組を実情に応じて進めましょう

④ パワーハラスメントの防止等

ハラスメント防止対策について義務化されていることを踏まえ、パワーハラスメントの防止等に資するアンガーマネジメント研修やコーチング研修を行うなど確実に取り組みましょう

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」
全文はこちらよりご覧いただけます

